

都道府県知事の皆様へ

## 東日本大震災で発生したがれきの広域処理について

東日本大震災からの復旧・復興には、大量に発生したがれき処理が喫緊の課題であり、各地において、がれきの受入れのための取組みが始まりつつありますが、まだがれき処理の安全性等に対する懸念から、その取組みは一部の地域でしか進んでいないのが現状であります。

このため、細野環境大臣と面談し、これまで全国知事会が主張してきたがれき処理の課題について政府の対応を求めるとともに、被災地の願いに応え国と地方が手を携えて広域処理の取組みを進めていくことを改めて確認いたしました。

細野大臣は、知事会のこれまでの取組みについて感謝の意を示されるとともに、知事会が主張してきた課題に対し、

- がれき処理にあたっては事前に協定を締結するなど、国の処理責任を明確化し、地域において設定した安全基準を上回る焼却灰等が生じた場合は、国が責任をもって対応する。
- がれき処理の各段階におけるモニタリングと情報公開を徹底し、住民にも安全性を直接ご確認いただくなど、住民の安心・安全を確保する取組みを行う。
- がれきの受入れによる風評被害が生じないように、国として万全の対策を講じる。万が一、風評被害が発生した場合は、国が責任をもって対応する。
- 低濃度廃棄物による被害への対策の必要性は、十分認識している。

など、国の処理責任を明確化し、地方と連携してがれき処理に主体的に取り組んでいく旨の回答がありました。

がれきの広域処理は、東日本大震災から日本が再生するために避けては通れない課題であり、国と地方が支え合って取り組んでいかなければなりません。

がれきの広域処理が進んでいない現状を踏まえ、各都道府県知事におかれましても、是非とも現状をご理解の上、積極的なご協力をお願いいたします。

平成24年3月9日

全国知事会

会長

山田 啓二